

# 特別区民税・都民税・森林環境税 納税決定通知書の見方

令和8年度から納税決定通知書の様式が変更になりました。  
税率・各種控除は、年度により異なります(裏面を参照)。

お問い合わせの際は、こちらの番号をお伝えください。

## ウ 年金特徴税額

公的年金から特別徴収(差し引き)となる税額です。

### ◎ 対象となる方

令和8年4月1日現在65歳以上の方  
老齢基礎年金等の年間支給額が18万円以上の方  
介護保険料が老齢年金等から特別徴収されている方  
老齢年金等の年金所得にかかる住民税が課税される方

### ◎ 徴収方法

① 令和8年度から年金特別徴収開始となる方  
(前年度に特別徴収が中止になり、再び特別徴収開始の対象となる方も含む)  
「年金特徴税額」の1/2を、6月(第1期)・8月(第2期)に普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。  
残りの1/2は、10月・12月・2月の公的年金から特別徴収(本徴収※2)します。

普通徴収		特別徴収(本徴収)		
(第1期) 6月	(第2期) 8月	(4回) 10月	(5回) 12月	(6回) 2月
年金特徴税額の1/2を 2回に分けて個人納付		年金特徴税額の1/2を 3回に分けて年金から差し引き		

### ② 前年度から継続して年金特別徴収の方

前年度分の「年金特徴税額」の1/2を、4月・6月・8月の公的年金から特別徴収(仮徴収※1)します。  
「年金特徴税額」から「仮徴収税額」を差し引いた残りの税額を、10月・12月・2月の公的年金から特別徴収(本徴収※2)します。

特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
(1回) 4月	(2回) 6月	(3回) 8月	(4回) 10月	(5回) 12月	(6回) 2月
前年度分の年金特徴税額の1/2を 3回に分けて年金から差し引き			年金特徴税額から仮徴収税額を 差し引いた残りを 3回に分けて年金から差し引き		

### ◎ 特別徴収の中止について

1月2日から3月31日までに中央区から転出された場合や、年税額に変更があった場合などは、年金特別徴収を中止し、残りの住民税は普通徴収(納付書または口座振替)で納めていただきます。

所得割から控除しきれなかった配当割・株式等譲渡所得割は「控除不足額」に表示しています。  
「控除不足額」を均等割に充当し、それでもなお充当しきれない額(「うち還付額」)に表示される額がある場合は、後日収納係から還付通知書をお送りします。

課税対象の年度【相当年度】です。

令和 年度 特別 賦課期日(課税対象の年度の1月1日時点) 通知書 令和 年度相当 (単位:円)

▼賦課期日時点氏名・住所  
実際に課税決定を行った年度【賦課年度】です。

【=相当年度】の氏名・生年月日が表示されます。

通知書番号	
金融機関名(支店名)	
口座番号(口座名義人)	振替方法

新規 → **ア** 年税額    **イ** 給与特徴税額    **ウ** 年金特徴税額    **エ** 差引普通徴収税額

※「充当又は委託納付額」がある場合は、実際に納める額は充当額又は委託納付額を差し引いた金額となります。

納期限			
新規			
充当・委託納付額			
差引			

見本

▼特別徴収対象の公的年金の種類と支払者の名称・法人番号

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

▼10月から2月の公的年金から特別徴収される月と金額 ※2

変更前		
変更後		

▼昨年度の通知書でお知らせした、4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額) ※1

年金より特別徴収される額		
--------------	--	--

▼来年度も引き続き公的年金からの特別徴収の対象となる場合に、来年度の4月から8月の公的年金から特別徴収される月と金額(仮徴収税額)

年金より特別徴収される額		
--------------	--	--

令和 年度 特別区民税・都民税・森林環境税 課税明細書 (令和 年度相当) (単位:円)

▼所得金額等	▼所得控除額	▼扶養親族等内訳	▼本人該当区分
控除前所得割	控除合計 ⑧	配 老 特 同 老 16歳 所 同 特 他 特 未 特 他 寡 ひとり 勤 勞 配 配 定 老 人 未 満 他 障 障 障 親 年 者 障 障 障 婦 親 学 生	控除不足額 (うち還付額)
税額控除前所得割			
税額控除額 ⑤			
所得割額 ⑥			
均等割額 ⑦			
森林環境税額 ⑧			
減免額・免除額			
年 税 額 (住民税及び森林環境税の額) <b>ア</b>			
給与・公的年金等からの特別徴収税額 <b>イ+ウ</b>			
差引普通徴収税額(本年度納めていただく額) <b>エ</b>			

▼課税標準額 ⑨

**ア 年税額**  
前年の所得から算出した年間の税額です。

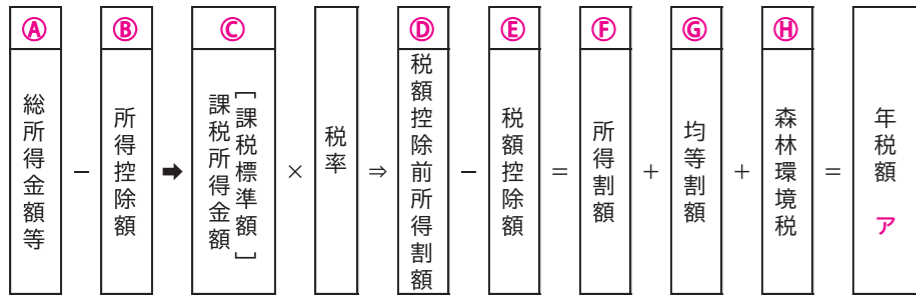
**イ 給与特徴税額**  
勤務先の給与から特別徴収(差し引き)となる税額です。

**エ 差引普通徴収税額**  
納付書(口座登録のある方は口座引き落とし)で納めていただく金額です。

★ 年税額の確認方法  
**ア 年税額 = イ 給与特徴税額 + ウ 年金特徴税額 + エ 差引普通徴収税額**

# 税金の計算・税率・控除等

## 1 住民税の基本的な計算方法



★**④～⑧、ア**は、裏面「通知書の見方」に対応しています。

※分離課税所得がある場合は、計算方法が異なる場合があります。

※所得割額・均等割額から控除・充当することができなかった配当割・株式等譲渡所得割控除額は還付になります。

## 2 税率

### ◎所得割

#### 総合課税

特別区民税	課税所得金額×6%	都民税	課税所得金額×4%
-------	-----------	-----	-----------

#### 分離課税の税率

区分		特別区民税		都民税	
分離短期譲渡	一般分	5.4%		3.6%	
	軽減分	3%		2%	
分離長期譲渡 (優良住宅地等)	一般分	3%		2%	
	特定分	2,000万円以下	2,000万円超	2,000万円以下	2,000万円超
		2.4%	3%	1.6%	2%
分離長期譲渡 (居住用財産等)	軽減分	6,000万円以下	6,000万円超	6,000万円以下	6,000万円超
		2.4%	3%	1.6%	2%
上場株式等の譲渡		3%		2%	
一般株式等の譲渡		3%		2%	
上場株式の配当等		3%		2%	
先物取引		3%		2%	

### ◎均等割

特別区民税	3,000円	都民税	1,000円
-------	--------	-----	--------

#### ※均等割の軽減

軽減の条件	軽減額
①均等割が課される同一生計配偶者または扶養親族	1,500円
②上記①の方を2名以上有する方	1,000円

### ◎森林環境税

森林環境税	1,000円
-------	--------

## 3 所得控除

種類	控除額			
雑損控除	災害、盗難・横領による損失で、下記のうちいずれか多い金額 ① (損失額－保険等による補填額)－(総所得金額等の10%) ②災害関連支出額－5万円			
医療費控除	(医療費－保険等による補填額)－(10万円または総所得金額等の5%のうちいずれか少ない金額)			
社会保険料控除	支払保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払保険料の全額			
生命保険料控除	保険の種類	年間の支払保険料額	控除額	
			12,000円以下	支払保険料の全額
	新契約 (平成24年1月1日以降に 契約した生命保険契約)	①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	12,000円超32,000円以下	支払保険料×1/2+6,000円
			32,000円超56,000円以下	支払保険料×1/4+14,000円
			56,000円超	28,000円
旧契約 (平成23年12月31日以前 に契約した生命保険契約)	①一般生命保険料 ②個人年金保険料	15,000円以下	支払保険料の全額	
		15,000円超40,000円以下	支払保険料×1/2+7,500円	
		40,000円超70,000円以下	支払保険料×1/4+17,500円	
		70,000円超	35,000円	
地震保険料控除 損害保険料控除	①地震保険料	年間の支払保険料額	控除額	
		50,000円以下	支払金額×1/2	
	②旧長期損害保険料	50,000円超	25,000円	
		5,000円以下	支払金額	
	5,000円超15,000円以下	支払金額×1/2+2,500円		
		15,000円超	10,000円	

※①と②の両方がある場合は、それぞれの控除の合計額(上限25,000円)

(所得控除続き)

	種類	控除額	納税者の合計所得金額			
			900万円以下	900万超 950万円以下	950万超 1,000万円以下	
扶養控除	一般(16歳以上18歳以下 及び23歳以上69歳以下) 特定扶養(19歳以上22歳以下) 老人扶養(70歳以上) 同居老親等(70歳以上)	33万円				
		45万円				
		38万円				
		45万円				
人的控除	特定親族 特別控除 親族等の合計所得金額	58万円超85万円以下	33万円	22万円	11万円	
		85万円超90万円以下	31万円	21万円	11万円	
		90万円超95万円以下	26万円	18万円	9万円	
		95万円超100万円以下	21万円	14万円	7万円	
		100万円超105万円以下	16万円	11万円	6万円	
		105万円超110万円以下	11万円	8万円	4万円	
		110万円超115万円以下	6万円	4万円	2万円	
		115万円超120万円以下	3万円	2万円	1万円	
		120万円超123万円以下	0円	0円	0円	
		障害者控除	普通 特別 同居特別	26万円	43万円	
				30万円	29万円	
				53万円	15万円	
基礎控除	専婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	26万円	43万円			
		30万円	29万円			
		26万円	15万円			

## 4 税額控除

### ◎調整控除

合計課税所得金額が200万円以下の場合	合計課税所得金額が200万円超の場合
下記①と②のいずれか少ない金額の5% (特別区民税3%・都民税2%) ①所得税と住民税の人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額	下記①から②を差し引いた金額の5% (特別区民税3%・都民税2%) ※2,500円未満の場合は2,500円 ①所得税と住民税の人的控除の差の合計額 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額

※合計課税所得金額…課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額の合計額

### ◎配当控除

種類	課税標準額	1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		特別区民税	都民税	特別区民税	都民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

### ◎寄附金税額控除

#### 対象となる寄附金

- ・都道府県、市区町村または特別区に対する寄附金(いわゆる「ふるさと納税」分)
- ・東京都共同募金会または日本赤十字社東京都支部に対する寄附金

- ・東京都が条例で指定する寄附金
- ・中央区が条例で指定する寄附金

#### 計算方法

次の①と②の合計金額が住民税の所得割から控除されます。

	計算式
①基本控除	(寄附金額－2000円)×10%(特別区民税6%・都民税4%) ※総所得金額等の30%が上限
②特例控除 (「ふるさと納税」分のみ適用)	(寄附金額－2000円)×(90%－所得税の限界税率×1.021) ※調整控除後の所得割額の20%が上限

### ◎住宅借入金等特別税額控除

所得税で住宅借入金等特別控除を受けた方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合に適用されます。

#### 計算方法

次の①と②のいずれか少ない金額が住民税の所得割から控除されます。

特定取得等に該当しない場合	特定取得等に該当する場合
①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の5%(上限97,500円)※	①所得税の住宅借入金等特別控除額のうち、所得税で控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の7%(上限136,500円)※

※居住年が平成28年から令和7年までの場合には、当該課税総所得金額等に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額の5%

### ◎外国税額控除

所得税で外国税額控除がされた場合に、所得税から控除しきれなかったときは、都民税、特別区民税の順に控除します。それでも控除しきれないときは、3年間の繰越控除が認められています。

	控除限度額
特別区民税	所得税の控除限度額の18%
都民税	所得税の控除限度額の12%

### ◎配当割額控除・株式譲渡所得割額控除

特別区民税	3/5	都民税	2/5
-------	-----	-----	-----

★詳しくは、中央区公式ホームページをご覧ください。

トップページ → <暮らし>手続き → 税金 → 住民税 → 税額控除